**平成２５年（フ）第１４５６号**
名古屋市瑞穂区日向町３丁目23番地の22
シャンドールホワイト102号
破産者　名古屋のすし勘こと　今井　敏雄
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第２５号**
大津市萱野浦22番20号　パークショア瀬田502、住民票上の住所京都市西京区牛ケ瀬青柳町12番地
破産者　伊勢村勝真
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第３１５号**
大阪府岸和田市土生町２丁目23番16号コーポ麻生川202号、前住所大阪府岸和田市畑町232番地の９
破産者　野口さつき
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第５７号**
神戸市中央区二宮町４丁目23番26号　202、従前の住所神戸市中央区山本通２丁目２番１―407号
破産者　夏井　雅生
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第８４６号**
広島市西区己斐上２丁目18番13号
破産者　石田　史朗
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１１２２号**
広島市西区三篠町２丁目１番５―405号
破産者　横山　友子
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１２７０号**
広島市西区庚午中１丁目７番19―306号　第３メゾン庚午
破産者　三木　理恵
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第２２４号**
広島市西区大宮１丁目７番９号
破産者　橋岡　武美
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第３７３号**
広島市中区白島九軒町３番22―202号
破産者　髙田　慎司
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第３７号**
佐賀県唐津市和多田先石13番66号　コーポミヨシ102号
破産者　長迫　伸一
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２５年（フ）第５４８号**
熊本市東区戸島本町４番90号、前住所熊本市南区城南町阿高331番地１
破産者　工藤　伸治
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第４２号**
宮城県柴田郡柴田町大字上川名字竹ノ花82番地２
破産者　加藤　昭夫
1　決定年月日　平成25年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

**平成２４年（フ）第８１号**
長野県伊那市上牧7076番地３　グリーンヒルズ103号
破産者　工藤　良一
1　決定年月日　平成25年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

**平成２５年（フ）第２５６号**
福岡県北九州市小倉北区黄金１丁目２番15―1805号
破産者　福井　　貢
1　決定年月日　平成25年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２５年（フ）第８００号**
京都府宇治市神明宮北１番地の１
破産者　大江　能悠
1　決定年月日　平成25年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第３４５号**
香川県東かがわ市三本松1530―１　石原ビル２Ｆ冨武史方
破産者　冨　　修次
1　決定年月日　平成25年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２５年（フ）第２０８号**
熊本市南区白藤４丁目23番１号　中原アパート西201
破産者　飯干　真治
1　決定年月日　平成25年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第１９３号**
大分市花高松２丁目９番28号　スターダスト花高松202
破産者　永松　　喬
1　決定年月日　平成25年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係